| | |
|---|---|
| 事例No. | 1620 |
| 公表年度 | R1 |
| 団体の属性 | 一般市 |
| 団体名 | 茨城県常陸大宮市 |

| | |
|---|---|
| 事例区分 | 公営企業 |

| | |
|---|---|
| タグ | ・下水道事業<br>・簡易水道事業<br>・組織改革 |

| | |
|---|---|
| 事例種類 | 公営企業会計適用 |

事例内容・タイトル

常陸大宮市における公営企業会計適用の取組について（簡易水道・下水道事業）

出典

令和元年度JFM地方公営企業セミナー

# 常陸大宮市における
# 公営企業会計適用の取組について
## （簡易水道・下水道事業）

茨城県常陸大宮市
上下水道部総務経営課
総務経営グループ　主査　佐藤　真一

# 目次



はじめに

法適化の動向

常陸大宮市の法適化

工夫・苦労した点

メリット・デメリット

# はじめまして



**平成２０年度～平成２５年度　総務部財政課**

平成２６年度～平成２８年度　上下水道部水道課

平成２９年度～平成３０年度
上下水道部**水道課兼下水道課**

**平成３１年度（令和元年度）～**
上下水道部 **総務経営課**

# 茨城県常陸大宮市



## ●平成16年10月16日誕生

５町村合併（大宮町，山方町，美和村，
緒川村，御前山村）によって誕生

## ●茨城県の北西部に位置

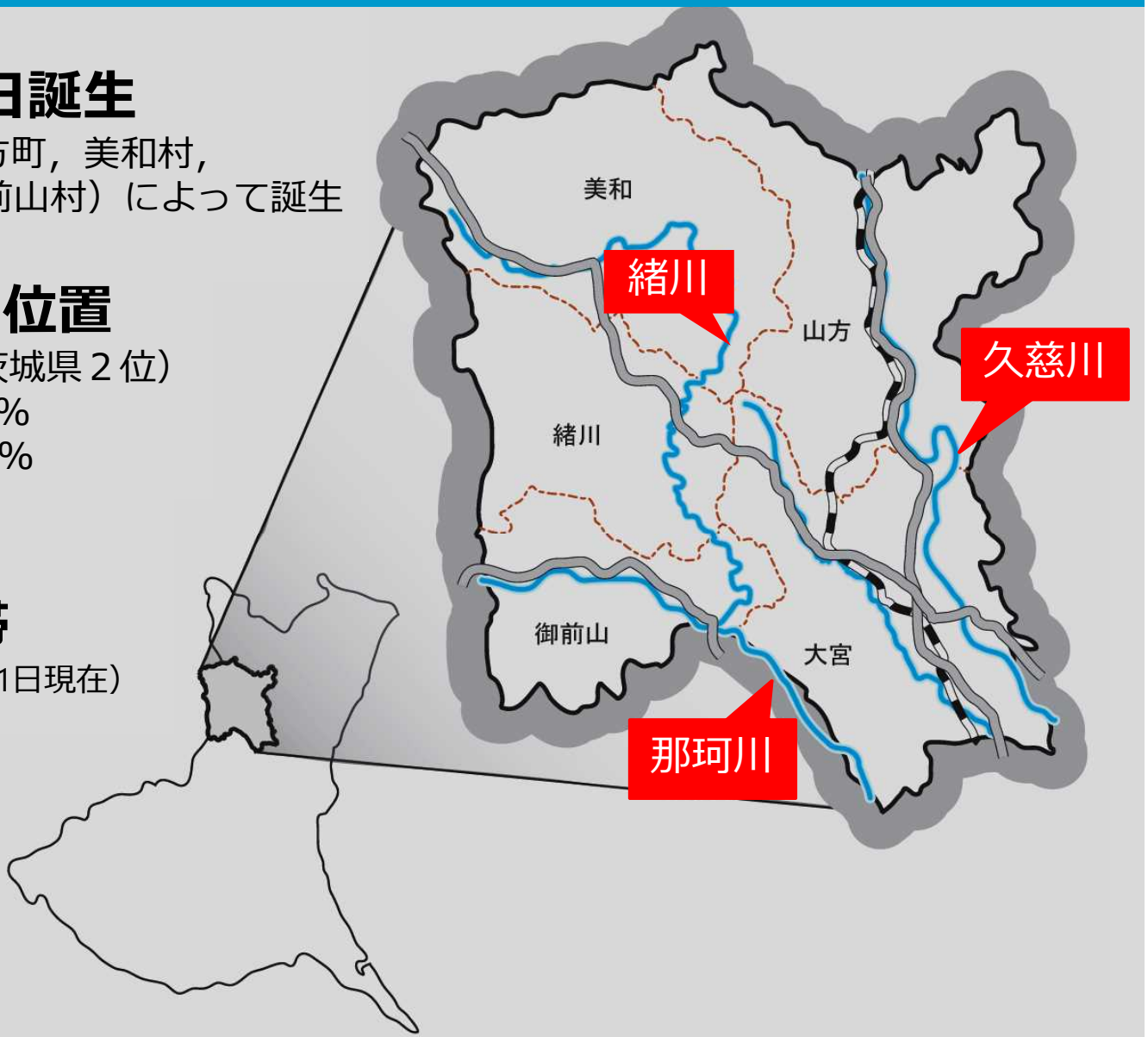
面積：３４８.３８㎢（茨城県２位）
土地：農用地　　約１７％
森林原野　約６０％

## ●人口：41,869人
## 世帯：17,656世帯

（平成31年3月31日現在）

## ●公営企業

- **上水道事業**
- **下水道事業（公下・農集）**
- 戸別浄化槽整備事業
- 宅地造成事業



# 台風１９号被害






| 人的被害 | 行方不明者　　１名 |
|---|---|
| 物的被害 | **床上浸水　４７５棟**<br>**床下浸水　　８７棟** |
| 電　　気 | 市内一部停電 |
| **水　　道** | **市内全域断水**<br>**（15,795世帯）** |
| 下 水 道 | 農業集落排水処理場<br>２か所浸水 |
| 堤防決壊 | 久慈川　４か所<br>那珂川　２か所 |

出所：「茨城新聞」「常陸大宮市災害対策本部」

# 台風１９号被害





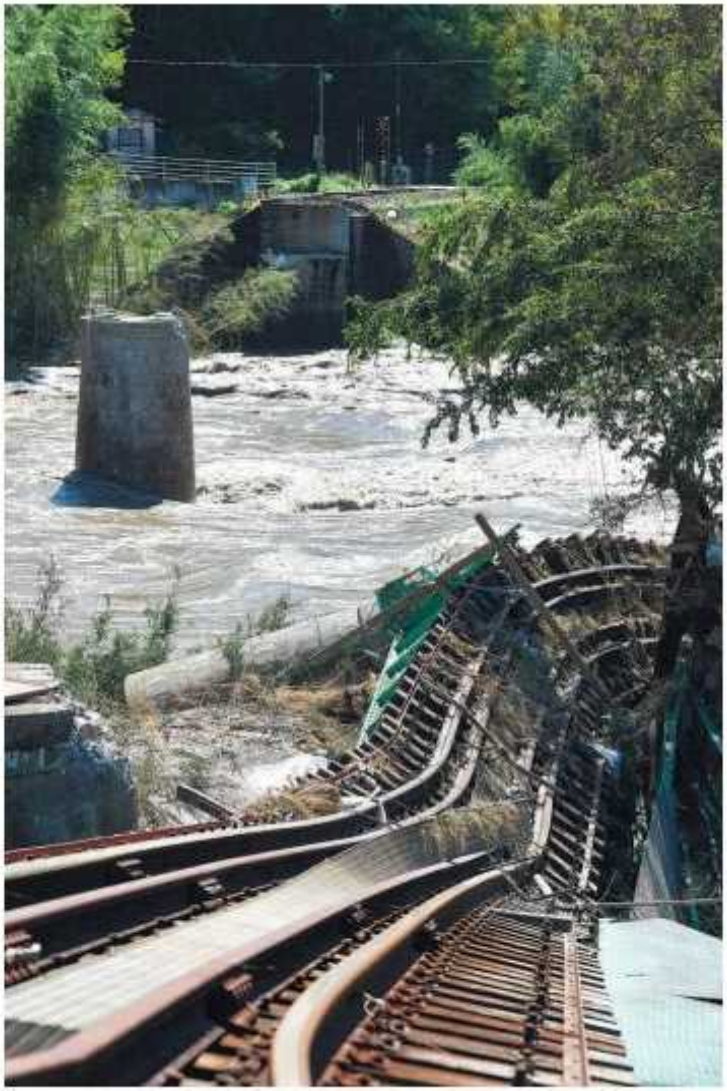
冠水した常磐道水戸北スマートインターチェンジ＝13日午後3時18分、水戸市飯富町（共同通信社ヘリから）



天井近くまで水没した大子町役場の１階。泥の中から必要な書類を取り出す生活環境課の町職員＝13日午前８時55分、大子町大子、菊地克仁撮影



久慈川の堤防決壊現場付近で、道路を覆った泥をスコップでかき出す人たち＝13日午後４時ごろ、常陸大宮市富岡、小野寺晋平撮影



久慈川に崩れ落ちた鉄橋。レールが大きくゆがんでいた＝13日午前10時42分、大子町南田気、菊地克仁撮影

出所：「茨城新聞」

# 目次



はじめに

法適化の動向

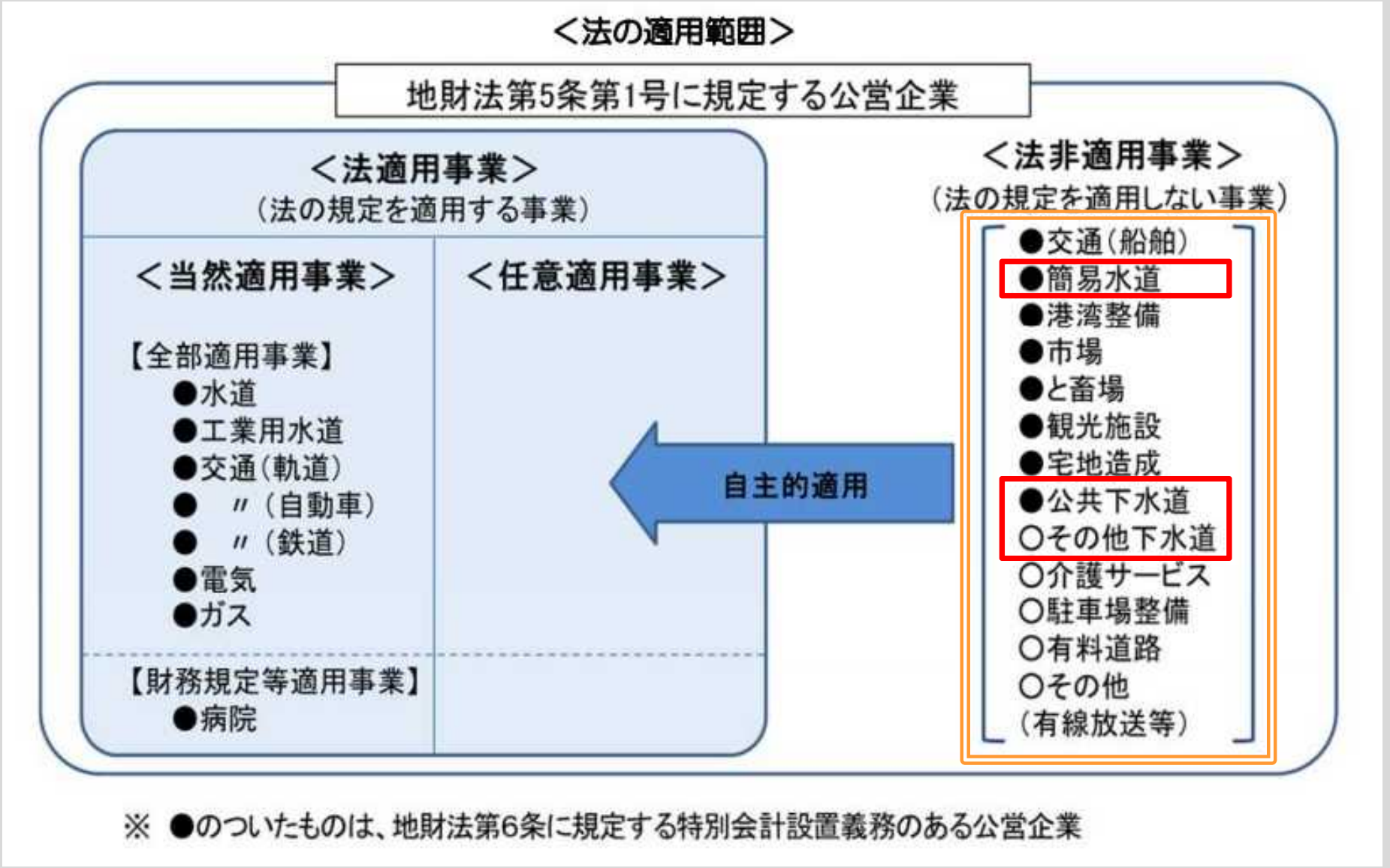
常陸大宮市の法適化

工夫・苦労した点

メリット・デメリット

# 地方公営企業法の適用範囲

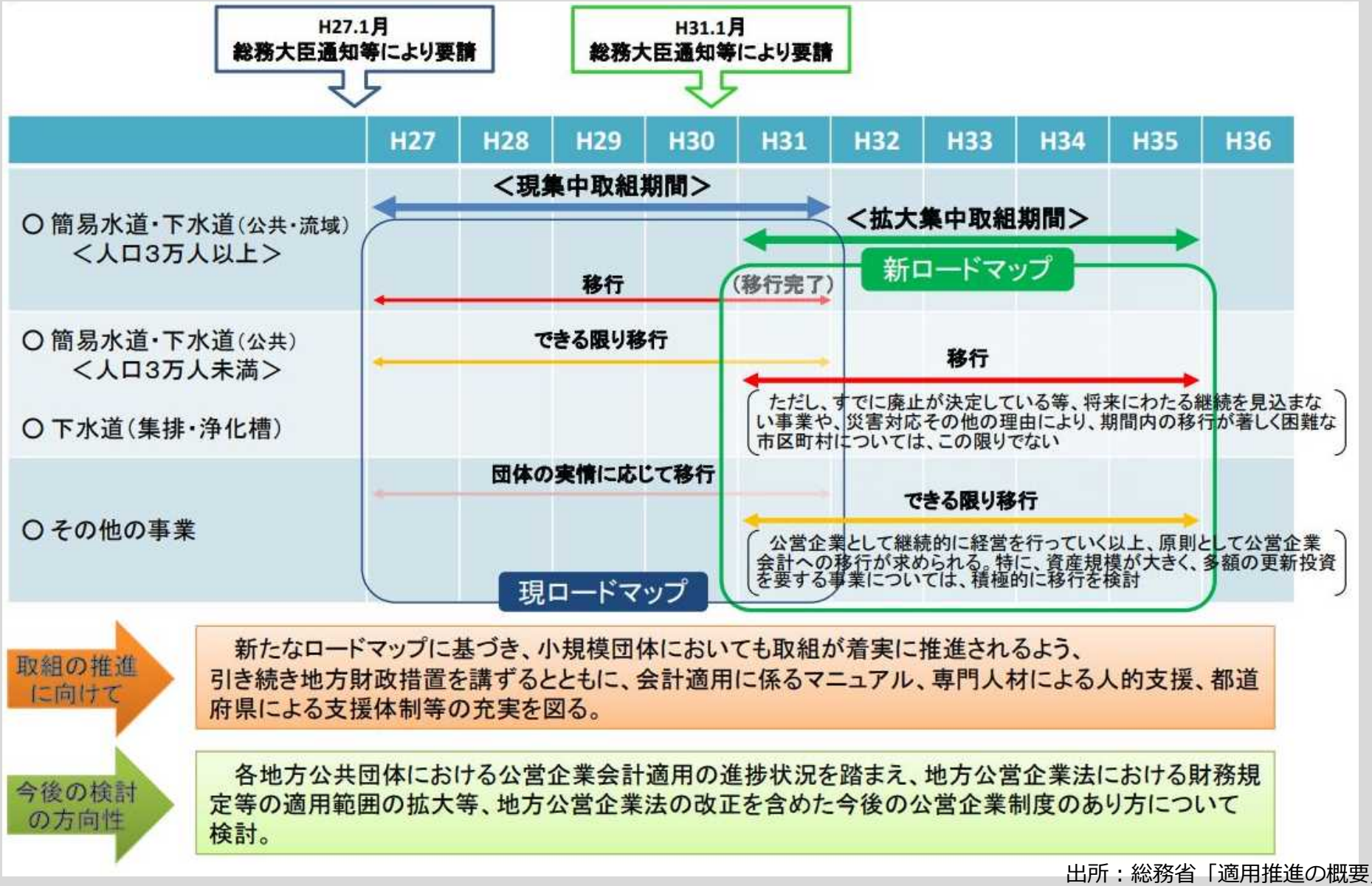





出所：総務省「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」

# 新たなロードマップ






出所：総務省「適用推進の概要」

# 新ロードマップ対象事業



H31年度～H35年度（5年間）を新たな集中取組期間として、以下の取組を要請

青文字は前回通知により要請していた内容　赤文字は今回通知により新たに要請する予定の内容

| | 簡易水道 | 下水道 | | | | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 流域 | 公共 | 集落排水 | 浄化槽 | |
| 都道府県及び人口3万人以上の市区町村 | 平成31年度までに移行することが必要 | | | 平成31年度までにできる限り移行対象に含めることが必要 | | 公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計に移行することが求められることから、平成35年度までにできる限り移行することが必要。<br>特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討すること。 |
| 人口3万人未満の市区町村 | 平成35年度までに移行することが必要<br>※ただし、すでに廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでないこと。 | | | | | |

「重点事業」：特に公営企業会計を適用する必要性が高い

出所：総務省「適用推進の概要」

# 公営企業会計適用の取組状況



○ 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）及び流域下水道事業）において99.4%、簡易水道事業においては95.8%であり、取組に大幅な進捗が見られる。

○ 一方、人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は、下水道事業（公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。）、流域下水道事業、集落排水及び合併浄化槽）において27.6%、簡易水道事業においては、42.9%であり、取組の進捗に差異が見られる。

人口3万人以上の団体　（単位：団体）

| | 下水道事業（※1） 団体数（構成比） | | 公共下水道事業及び流域下水道事業（※2） | | 簡易水道事業（※3） 団体数（構成比） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 適用済 | 370 | (44.8%) | 370 | (45.5%) | 201 | (64.6%) |
| ② 適用に取組中 | 440 | (53.3%) | 439 | (53.9%) | 97 | (31.2%) |
| 小計（①＋②） | 810 | (98.1%) | 809 | (99.4%) | 298 | (95.8%) |
| ③ 検討中 | 8 | (1.0%) | 5 | (0.6%) | 13 | (4.2%) |
| ④ 検討未着手 | 8 | (1.0%) | 0 | (0.0%) | 0 | (0.0%) |
| 合計 | 826 | (100.0%) | 814 | (100.0%) | 311 | (100.0%) |

人口3万人未満の団体　（単位：団体）

| | 下水道事業（※1） 団体数（構成比） | | 簡易水道事業（※3） 団体数（構成比） | |
|---|---|---|---|---|
| ① 適用済 | 82 | (10.0%) | 194 | (33.3%) |
| ② 適用に取組中 | 143 | (17.5%) | 56 | (9.6%) |
| 小計（①＋②） | 225 | (27.6%) | 250 | (42.9%) |
| ③ 検討中 | 308 | (37.7%) | 135 | (23.2%) |
| ④ 検討未着手 | 283 | (34.7%) | 198 | (34.0%) |
| 合計 | 816 | (100.0%) | 583 | (100.0%) |

（※1）公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を含む。以下同じ。）、流域下水道事業、農業集落排水施設事業、漁業集落排水　施設事業、林業集落排水施設事業、簡易排水施設事業、小規模集合排水処理施設事業、特定地域生活排水処理施設事業及び個別排水処理施設事業をいう。

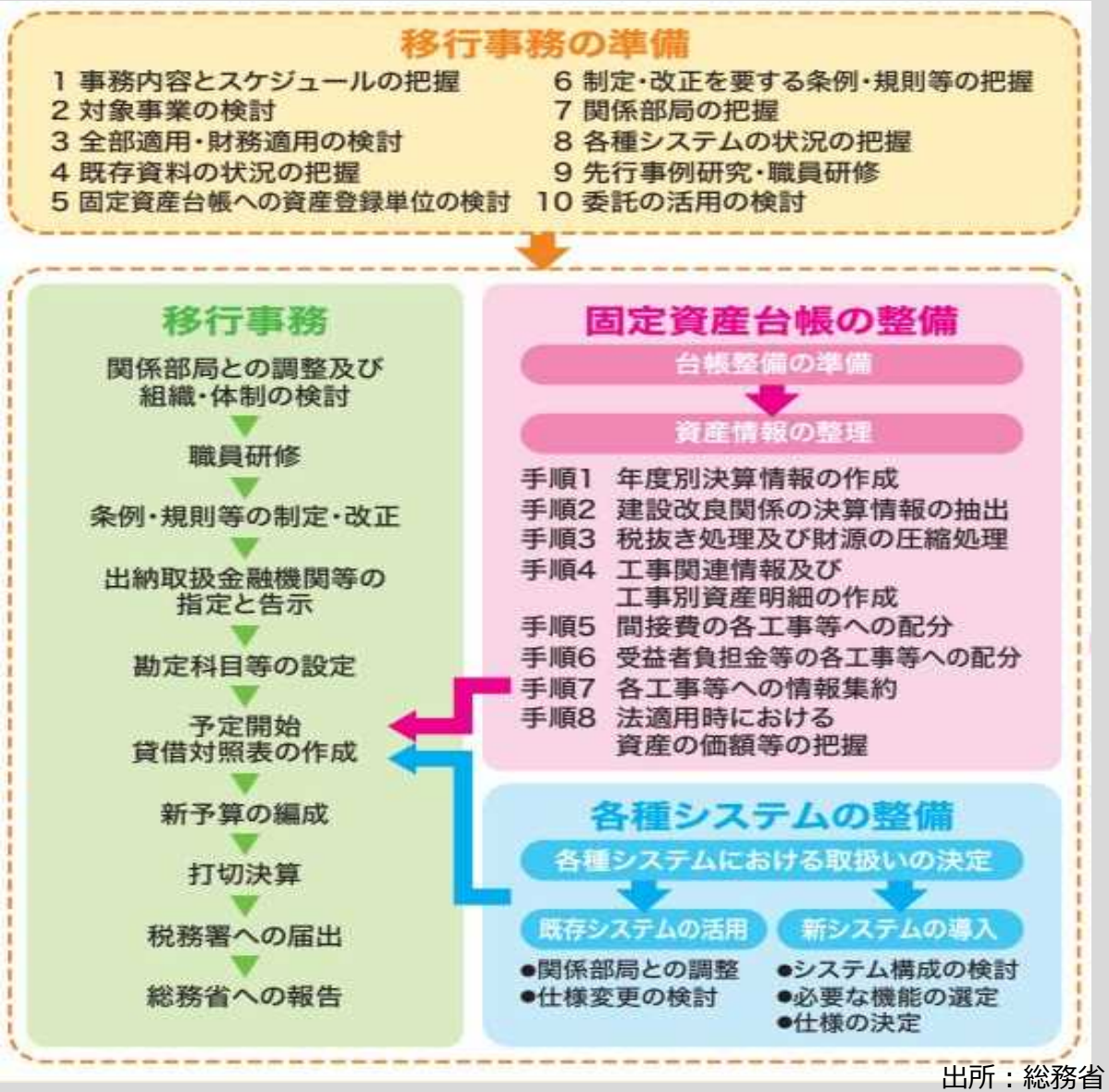
（※2）「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成27年1月27日付け総務省自治財政局長通知）において、「都道府県及び人口3万人以上の市区町村については、下水道事業（公共下水道（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）及び流域下水道）（中略）について集中取組期間内に移行することが必要である」としている。

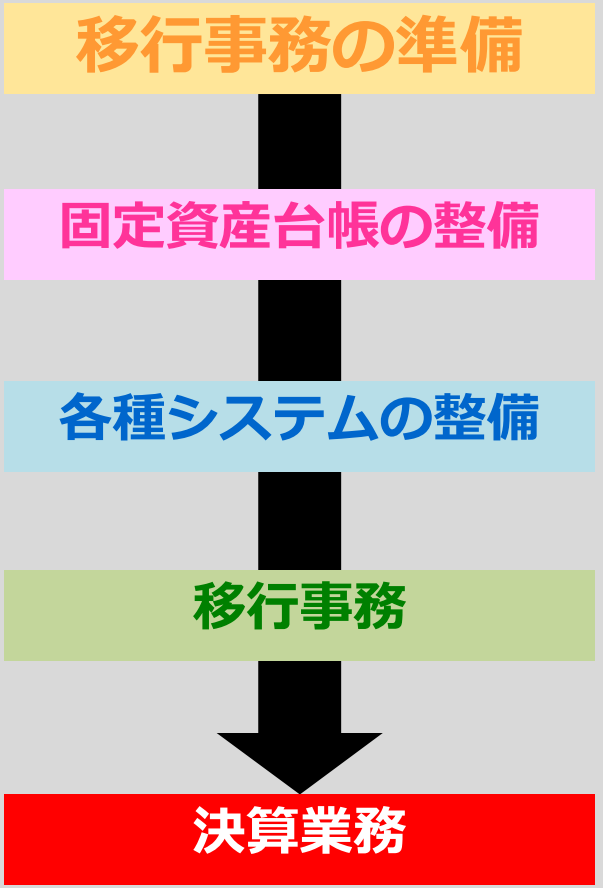
（※3）簡易水道事業については、上水道事業への統合の取組も公営企業会計適用の取組として集計している（例えば、H26.4.1以降、既に上水道事業へ統合した場合は「①適用済」、上水道事業への統合に取り組んでいる場合は「②取組中」として整理している。）。

出所：総務省「適用推進の概要」

# 法適化事務の全体像






出所：総務省「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」

# 法適化事務の全体像



○ 法適用のスケジュールを決めるに当たっては、次の9項目について事前に検討する必要がある。

### 2.対象事業の検討

- 事業等の背景や特性、組織・体制等のあり方に配慮し、法適用する対象事業を決定する必要がある。
- 同一団体内で複数の類似した事業を行っている場合は、それらを一体的に法適用するのか、事業ごとに法適用するのかを決定する必要がある。

### 3.全部適用・財務適用の検討

- 法適用に当たり、全部適用とするか、財務規定等のみの適用とするかを選択する必要がある。
- 全部適用と財務適用の相違点は、組織体制、職員の身分、事務執行体制上等で生じる。

### 4.既存資料の状況把握

- 固定資産台帳等の整備を行うため、過去に作成された決算資料等の保存状況等を把握する必要がある。
- 資料の保存具合によって、資産情報の整理のための事務量等が変わる。紙ベース又はデータで、どの資料が、どの期間分、どの場所にあるかを把握しておく。

### 5.固定資産台帳への資産登録単位の検討

- 固定資産台帳を整備にあたり、保有する資産をどのような単位で固定資産台帳に登録していくか、事前に検討する必要がある。
- 資産の登録単位については、基本的に「①固定資産の種別及び取得年度に応じた単位」＋「②自らの固定資産の実情、老朽化等を把握するために必要な単位」とすることが標準となる。（次ページ参照）

### 6.制定・改正を要する条例・規制等の把握

- 法適用により様々な条例・規則等の制定・改正が必要となる。
- 全部適用か財務適用かにより、制定・改正を要する条例・規則等は異なるため、制定・改正が必要な条例・規則等をリスト化するなどして、事前に把握しておくことが必要。

### 7.関係部局の把握

- 法適用により、現行の条例・規則や経理方法等が大幅に変わるため、担当部局だけではなく、関係部局とも様々な調整を行う必要がある。
- 円滑に移行事務を行うためには、各事務の担当者とその役割を明確にし、調整時期等を把握しておく必要がある。

### 8.各種システムの状況の把握

- 法適用前に既存の各種システムの把握とそれらの法適用後の運用について検討が必要。導入までに相当な期間を要する可能性がある。
- 水道事業などで使用しているシステムがあれば、費用面・効率面からそのシステムの活用、又は一部仕様の変更も検討する。

### 9.先行事例研究・職員研修

- 既に法適用を実施した他の地方公共団体の事例を研究し、これを活用することが効率的。
- また、担当職員の公営企業会計等に関する知識が必須のため、その実施方法や研修メニューについて、あらかじめ検討しておくことが有用。

### 10.委託の活用の検討

- 会計処理の変更や資産情報の整理については、資料の把握や整理事項が多岐に及ぶことから、業務委託を活用するのも一つの手法。
- 作業のすべてを委託する場合、費用が多額となることから、職員で対応する部分と委託を行う部分を仕分けすることが重要。
- 仕分けなどを踏まえ、委託を活用する場合、委託料を予算化する必要が生じる。

14

出所：総務省「公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会」資料3-2 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（平成31年3月改訂版）について14ページ

# 目次



はじめに

法適化の動向

常陸大宮市の法適化

工夫・苦労した点

メリット・デメリット

# 常陸大宮市の法適化



## 上水道事業

- 水道事業
- **簡易水道事業**

平成２８年４月１日**統合**

**上水道事業会計（全適）**

## 下水道事業

- 公共下水道事業
- 農業集落排水事業

平成３１年４月１日**適用**

**下水道事業会計（全適）**

# 常陸大宮市の法適化



## 上水道事業

**すべて直営で法適化**

- 資産調査・評価
- 条例・規程整備
- 組織統合
- システム整備
- 予算編成
- 打切決算　　など

## 下水道事業

**一部コンサルで法適化**

- **実施計画策定**
- **資産調査・評価**
- 条例・規程整備
- 組織統合
- システム整備
- 予算編成，打切決算など

# 常陸大宮市の法適化



## 上水道事業

Ｈ２１　統合計画書策定
Ｈ２４　**資産調査・評価**
Ｈ２５　**資産調査・評価**
　　料金統一検討
Ｈ２６　組織体制検討
　　統合（監視装置）工事
Ｈ２７　システム構築
　　予算編成
　　打切決算　など

**4** 年間

## 下水道事業

Ｈ２７　実施計画書策定
Ｈ２８　**資産調査・評価**
Ｈ２９　**資産調査・評価**
Ｈ３０　**資産調査・評価**
　　システム構築
　　条例・規程整備
　　組織体制検討
　　予算編成
　　打切決算　など

**3** 年間

# 目次



はじめに

法適化の動向

常陸大宮市の法適化

工夫・苦労した点

メリット・デメリット

# 工夫した点



1. **知識を持った職員を配置**
2. **市の重要事業に位置付け**
3. **組織の改編**
4. **企業職員併任規程**
5. **先進地等から情報収集**

# 工夫した点



## ① 知識を持った職員を配置

平成２９年度から「水道料金徴収等業務」の民間委託を開始
水道課総務Gの人員を６人→３人

**水道課と下水道課の会計業務を 【併任】**

**事務分掌にも追加**「地方公営企業法適用の推進に関すること。」

**企業会計の経験・ノウハウを持った人員で法適化事務を行う体制に！**

# 工夫した点



## ② 市の重要事業に位置付け

**庁 議**

市政の基本方針，重要施策等を審議するとともに，**各部局等間の連絡調整**を行い，市行政の計画的かつ効率的な執行を推進するため，庁議を置く。

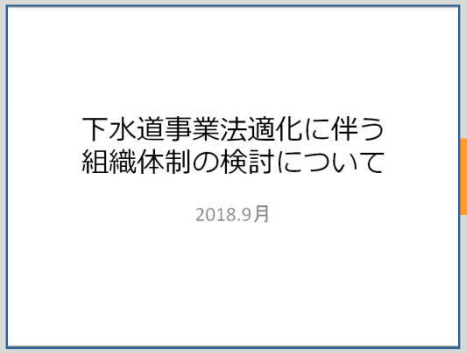
**各関係部局との調整（協力体制の整備）**

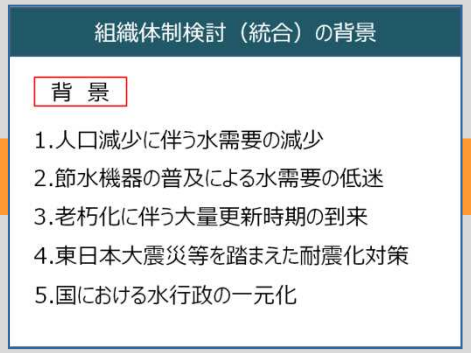
# 工夫した点

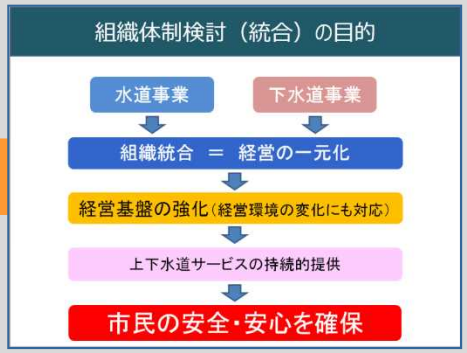


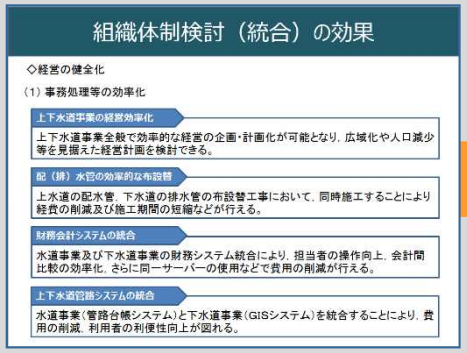
## 3 組織の改編

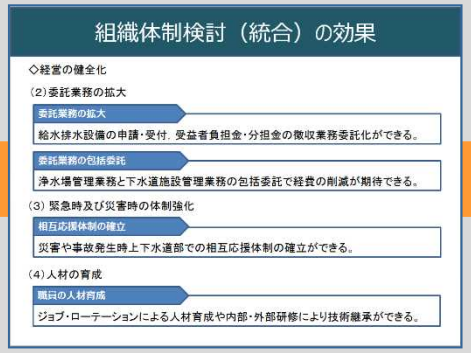
### 法適化のタイミングで，
### 業務の効率化・合理化を図ってしまおう！

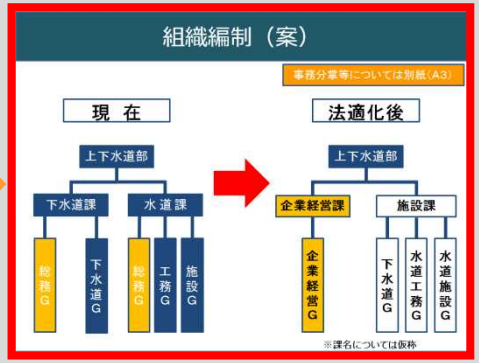


# 工夫した点



## ３　組織の改編

（1）事務処理等の効率化

**上下水道事業の経営効率化**

上下水道事業全般で効率的な経営の企画・計画化が可能となり，広域化や人口減少等を見据えた経営計画を検討できる。

**配（排）水管の効率的な布設替**

上水道の配水管，下水道の排水管の布設替工事において，同時施工することにより経費の削減及び施工期間の短縮などが行える。

**財務会計システムの統合**

水道事業及び下水道事業の財務システム統合により，担当者の操作向上，会計間比較の効率化，さらに同一サーバーの使用などで費用の削減が行える。

**上下水道管路システムの統合**

水道事業（管路台帳システム）と下水道事業（ＧＩＳシステム）を統合することにより，費用の削減，利用者の利便性向上が図れる。

# 工夫した点



## 3 組織の改編

（2）委託業務の拡大

**委託業務の拡大**

給水排水設備の申請・受付，受益者負担金・分担金の徴収業務委託化ができる。

**委託業務の包括委託**

浄水場管理業務と下水道施設管理業務の包括委託で経費の削減が期待できる。

（3）緊急時及び災害時の体制強化

**相互応援体制の確立**

災害や事故発生時上下水道部での相互応援体制の確立ができる。

（4）人材の育成

**職員の人材育成**

ジョブ・ローテーションによる人材育成や内外研修により技術継承ができる。

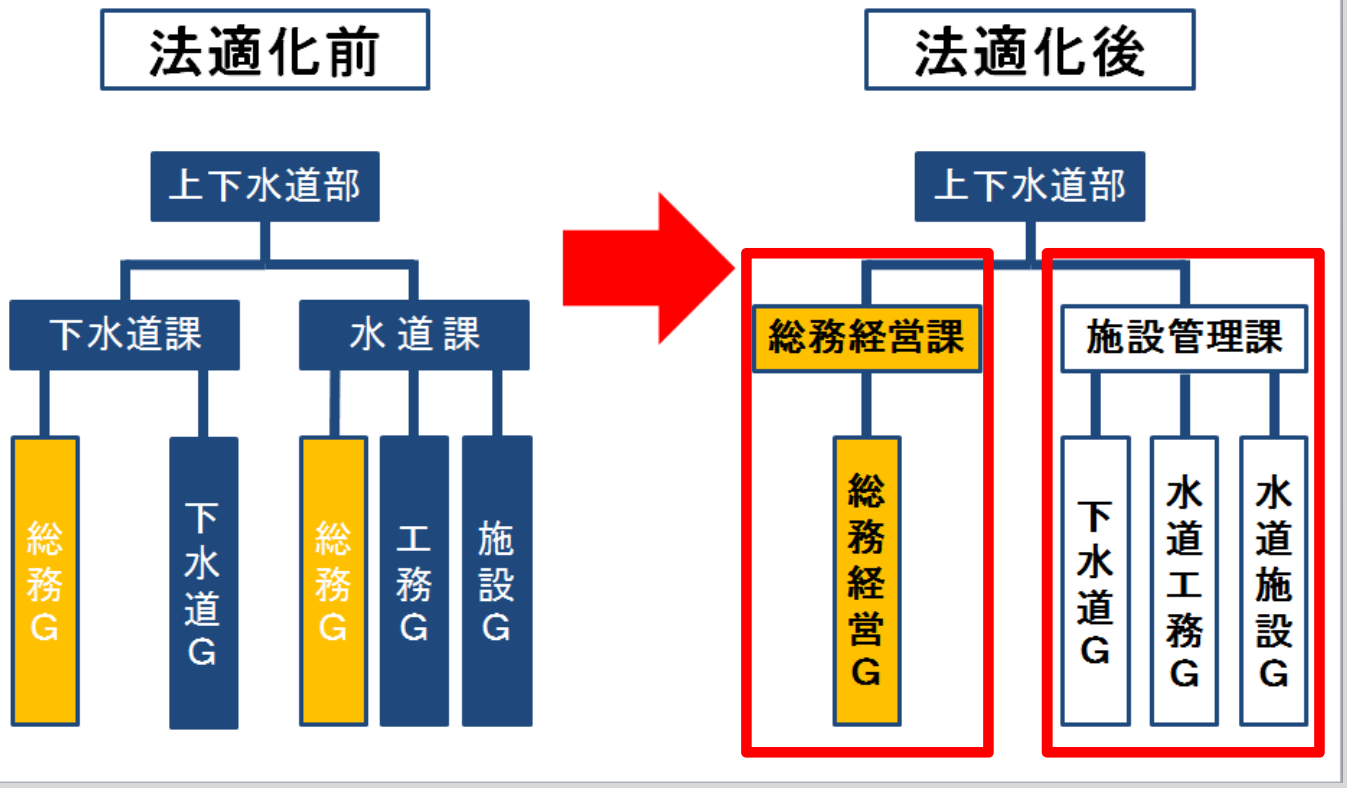
# 工夫した点



## 3 組織の改編

### 組織の改編　法適化前と後

**水道課と下水道課の会計部門と施設部門を統合**



# 工夫した点



## ④ 企業職員併任規程

（4）出納その他会計事務を会計管理者に委任する内容について

管理者の権限（全部適用）

1. 必要な分課を設けること。
2. 職員の身分取扱に関する事項。
3. 予算の原案を作成すること。
4. 予算に関する説明書の作成をすること。
5. 決算を調製すること。
6. 議案の作成に関する資料を作成すること。
7. 当該事業に要する資産を取得し，管理すること。
8. 契約を結ぶこと。
9. 料金又は料金以外の使用料，手数料，加入金等を徴収すること。
10. 一時借入をすること。
11. 出納その他の会計事務を行うこと。　⇒　事務委任はできない。
12. 証書及び公文書類を保管すること。
13. 労働協力を結ぶこと。
14. 当該企業に係る許可，認可，免許その他の処分を行うこと。
15. 条例，若しくは規則によりその権限に属する事項。

中小規模事業にあっては，会計課の職員を企業職員に兼ねさせ，公営企業の出納その他の会計事務を処理させることができる。

例）栃木県さくら市，滋賀県草津市，守山市，宮城県白石市，北海道北見市

会計課との打ち合わせ時，説明資料

# 工夫した点



## ④ 企業職員併任規程

| | |
|---|---|
| **職員の身分取扱に関する事項** | **●総務部総務課職員グループ**<br>・人事及び給与に関する事務<br>・職員の研修に関する事務<br>・職員の福利厚生に関する事務 |
| **契約を結ぶこと** | **●総務部財政課契約検査グループ**<br>・工事等の入札及び契約に関する事務<br>・工事の検査に関する事務 |
| **出納その他の会計事務を行うこと** | **● 会計課**<br>・有価証券の出納及び保管に関する事務<br>・現金の出納及び保管に関する事務<br>・上下水道料金等の収納に関する事務<br>**●支所に属する職員**<br>・上下水道料金等の収納に関する事務 |

●●●に属する職員は，その職にある間，**辞令を用いることなく，**
上下水道事業の**企業職員に併任するもの**とする。

# 工夫した点



## ⑤ 先進地から情報収集

**知識がなければ，知恵も出てこない**

参考文献など

- **地方公営企業法の適用に関するマニュアル**（総務省）
- **公営企業実務提要**（地方公営企業制度研究会）
- **下水道事業における公営企業会計導入の手引き**（日本下水道協会）
- **公営企業（月刊） 冊子**（地方財務協会）

# 工夫した点



## 5 参考文献（必須！！）




### ● 地方公営企業法の適用に関するマニュアル（総務省）3,000円

第１編　地方公営企業法適用の手引き
第２編　参考資料
第３編　地方公営企業法の適用に関する先行事例集
第４編　質疑応答集




### ● 下水道事業における公営企業会計導入の手引き（日本下水道協会）5,550円

１．地方公営企業法の適用について
２．法適化に関する作業の概要
３．法適化基本方針の検討
４．固定資産調査・評価
５．法適化に伴う事務手続き
６．導入システムの検討
７．アンケート調査（参考資料編）

# 工夫した点



## 5 参考文献（読むべき！）




### ● 公営企業（地方財務協会） 839円

- ●論説・自由研究・解説
- ●地方公共団体金融機構（ＪＦＭ）の最近の取組み
- ●先進事例紹介
- ●公営企業新時代講座（遠藤誠作）
- ●金融・経済の動き・ＪＦＭからのお知らせ




### ● 水道事業における地方公営企業会計制度見直しの手引き（日本下水道協会） 3,810円

第１編　地方公営企業会計制度等の見直しの経緯
第２編　資本制度の見直し
第３編　会計基準の見直し
第４編　健全化指標等への影響への対応
第５編　質疑・応答
第６編　付録

# 苦労した点



1. **コンサルの支援業務**
2. **一般会計補助（繰入）金**
3. **打切決算**
4. **特例的収入及び支出**

# 苦労した点



## ① コンサルの支援業務

- 資産評価等の委託業務が**適正に行われているか**
- 契約及び仕様書のとおりに**履行されているか**
- 月次報告書を提出させ，**進捗管理**すること

**固定資産台帳（成果品）のチェック**
**仕　様　書　の　履　行　確　認**

# 苦労した点



## ② 一般会計補助（繰入）金

| | |
|---|---|
| ９月 | 補助金（繰入金）**算定** |
| １０月 | 財政部局との**繰入金協議** |
| １１月 | 補助金（繰入金）**要求** |
| １２月 | 補助金（繰入金）額**決定** |

# 苦労した点

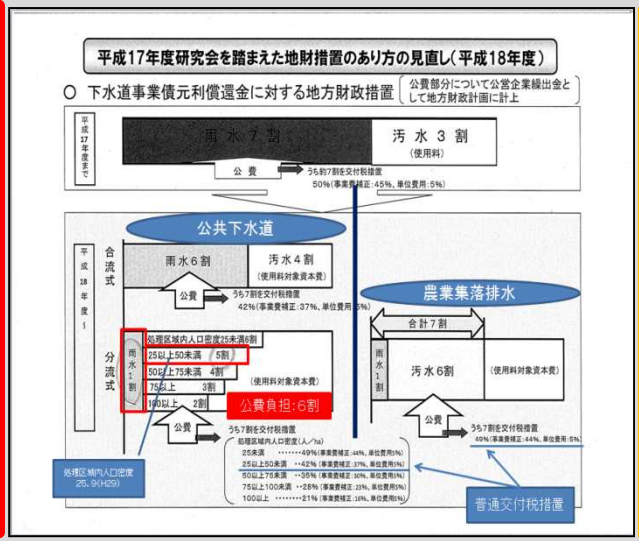


## 補助（繰入）金協議資料【参考】

### 下水道事業における資本費に対する繰出基準

○地方財政計画による公営企業繰出金計上の考え方
社会経済情勢の推移，地方公営企業の現状にかんがみ，地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら，地方公営企業の経営の健全化を促進し，その経営基盤を強化する。
（一般会計がこの基本的な考え方に沿って繰出しを行ったときは，地方交付税等において考慮する）

1. 雨水処理に要する経費
2. 分流式下水道等に要する経費
3. 流域下水道の建設に要する経費
4. 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費
5. 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費
6. 不明水の処理に要する経費
7. 高度処理に要する経費
8. 高資本費対策に要する経費
9. 広域化・共同化の推進に要する経費
10. 地方公営企業法の適用に要する経費
11. 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
12. 個別排水処理施設整備事業に要する経費
13. 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費
14. その他（下水道事業債【普及特別対策分】等）　※赤字は当市が該当する繰出。




### 基準内（繰入）の算定方法　流域下水道の建設に要する経費

(1) 趣旨
広域的な水質保全を図る観点から流域下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第２条第４号イに該当するものに限る。)の整備を推進するため、建設改良費の一部について繰り出すための経費である。

(2) 繰出しの基準
市町村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%(単独事業に係るものにあっては10%)とする。ただし、平成12年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。

1．企業債システムより「下水道事業債（流域下水道建設分）」の当年度分の元利償還金を抽出する。
2．元金は４条へ繰入れ，利子については３条へ繰入れする。
3．抽出した額（臨時措置分）の１００%を繰入金とする。

### 基準内（繰入）の算定方法　分流式下水道等に要する経費

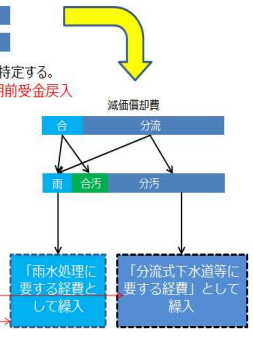
1．毎年度の建設事業費を，合流分・分流分に特定する。




2．当年度の資本費を算定する減価償却費から分流分を特定する。
資本費算定式＝（減価償却費＋支払利息）－長期前受金戻入

3．分流分を雨・汚水に按分（地財計画と同様に１割を雨水に充当）。合流分を昭和５６年の通知に基づき雨・汚水に按分。

4．分流式汚水分に地財計画ベースの汚水公費負担率を乗じて繰入額を算定する。




### 基準内（繰入）の算定方法　高資本費対策に要する経費

総務省資料より抜粋

［趣　旨］地理的条件や個別事情によって料金対象となる汚水資本費が高水準となる事業に対して、著しく高くなる使用料を抑えるため、一定水準の使用料徴収を前提に資本費の一部を公費措置。

［対象事業］供用開始後30年未満の下水道事業（特定公共下水道・流域下水道を除く。）のうち資本費・使用料の要件を満たすもの

| | （有収水量1㎥当たり） |
|---|---|
| ・算定対象資本費 | 全国平均(H26:52円/㎥）以上 |
| ・使用料 | 150円/㎥（月3,000円/20㎥）以上 |

［繰出基準額］〔算定対象資本費のうち、全国平均を上回る分〕×〔公費負担率〕×〔使用料単価による割落とし率〕

＜平成26年度高資本費対策のイメージ＞




1．当年度の不明水の処理費や有収水量が確定しないため，前々年度の決算数値を使用し算定する。
2．※高資本費対策にかかる一般会計繰入金については，決算統計時に県が算定した通知があるので（前々年度であるが），それを使用することとする。

### 基準内（繰入）の算定方法　地方公営企業法の適用に要する経費

(1) 趣旨
経理内容の明確化，透明性の向上等を図る観点から下水道事業への地方公営企業法の適用を推進するため，地方公営企業法の適用に要する経費の一部について繰り出すための経費である。

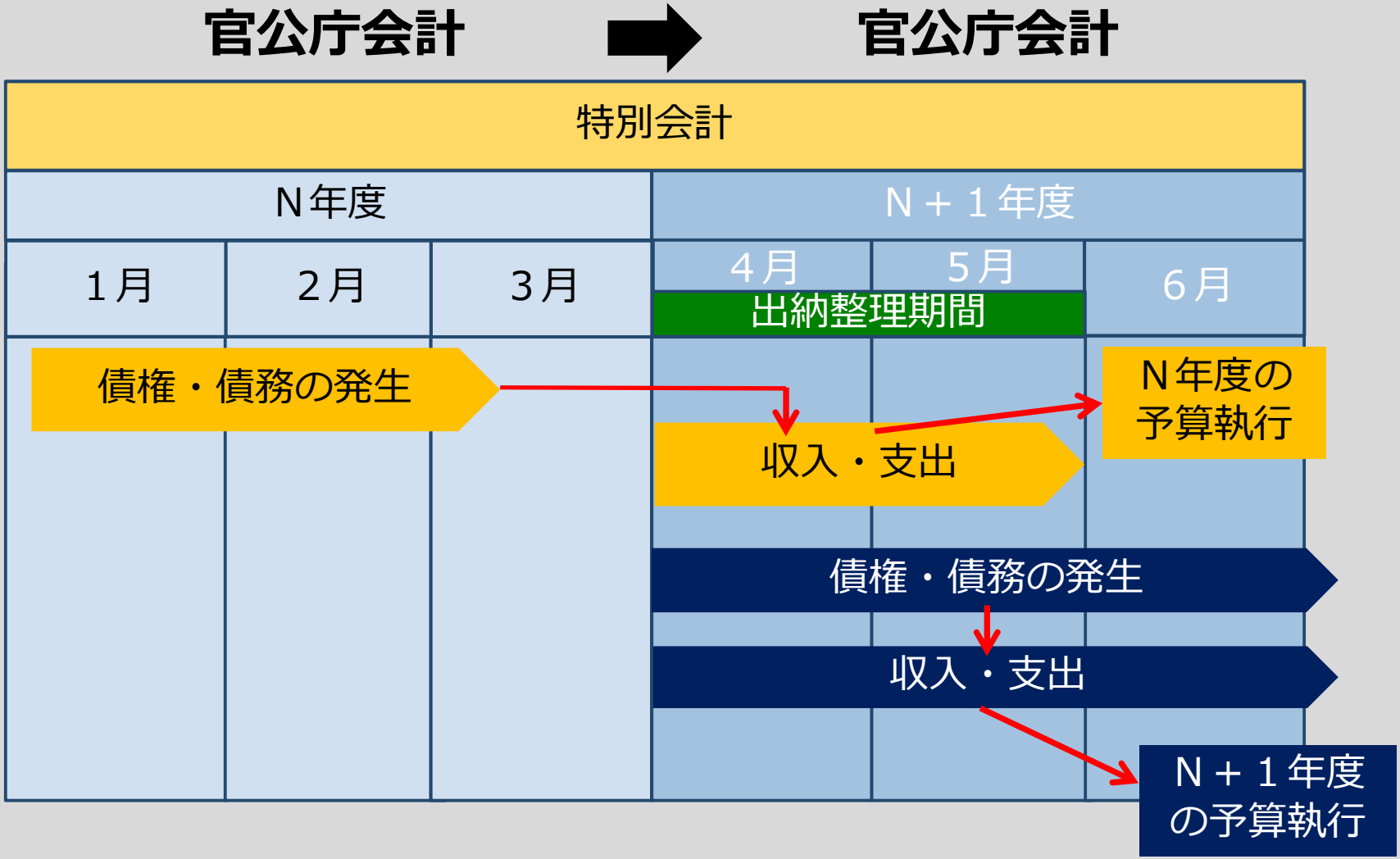
(2) 繰出しの基準
地方公営企業法の適用に要する経費及びこれに充当した下水道事業債の元利償還金のうち，その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

1．企業債システムより「公営企業会計適用債」の当年度分の元利償還金を抽出する。
2．元金は４条へ繰入れ，利子については３条へ繰入れする。
3．抽出した額の１００%を繰入金とする。

# 苦労した点



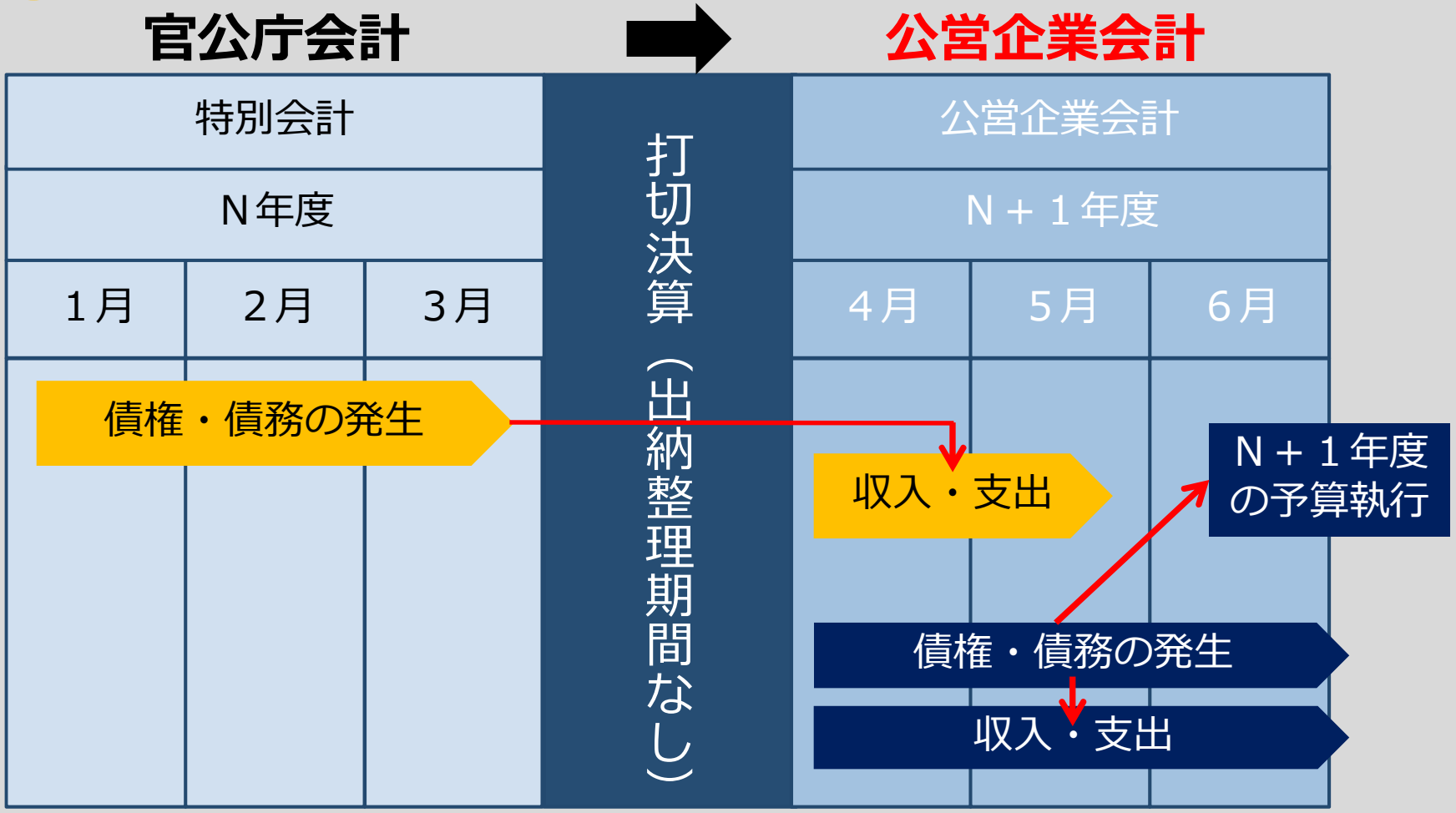
## 3 打切決算


官公庁会計
官公庁会計
特別会計
N年度
N＋１年度
１月
２月
３月
４月
５月
６月
出納整理期間
債権・債務の発生
収入・支出
N年度の
予算執行
債権・債務の発生
収入・支出
N＋１年度
の予算執行

# 苦労した点



## 3 打切決算




■現金収入・支出がないため，前年度の特別会計の予算執行にならない。
■債権・債務の発生は前年度であるため，発生主義となる法適用年度の予算執行にならない。

# 苦労した点



## 3 打切決算

３月３１日時点で収支が **黒字** であること！

➡ 歳入不足（赤字）が発生してしまうと，一時借入金などの処理が必要で事務が煩雑になる。

| **赤字回避の方法** | **前年度の３月減額補正時に算定するとよい** |
|---|---|
| 委託・工事 | 繰越をしないように，法適用化前々年度から調整 |
| 国庫補助金 | 国へ早着届（早期着工）を提出し３月で受入 |
| 企業債 | 企業債の借入日を３月に（例年５月を３月に） |
| 支払時期 | ３／３１日時点でマイナスにならないように調整 |

# 苦労した点



## 3 打切決算


2 2020
日 月 火 水 木 金 土
1
2 3 4 5 6 7 8
9 10 11 12 13 14 15
16 17 18 19 20 21 22
23 24 25 26 27 28 29
3 March 2020
4 2020
日 月 火 水 木 金 土
1 2 3 4
5 6 7 8 9 10 11
12 13 14 15 16 17 18
19 20 21 22 23 24 25
26 27 28 29 30
日 Sun
月 Mon
火 Tue
水 Wed
木 Thu
金 Fri
土 Sat
1 2 3 4 5 6 7
8 9 10 11 12 13 14
15 16 17 18
22 23 24 25 26 27 28
29 30 31 1 2
収入・支出額を確定する日
（引継金【実質収支】確定日）
引継ぎ日

# 苦労した点



## 4 特例的収入及び支出（４条の２）

5) 特例的収入支出予算

決算に際して法の適用の日の前日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権又は債務に係る未収金又は未払金がある場合においては、これらは、地方公営企業法の適用の日の属する事業年度に属する債権又は債務として整理するものである。この場合において、当該未収金又は未払金は、地方公営企業法の適用の日現在において作成する開始貸借対照表の資産（未収金）又は負債（未払金）として整理することとなり、その予算措置としては、適用の日の属する事業年度の予算に一条を設けて計上するものである。また、予算編成段階で当該未収金及び未払金の見込み額を計上したものが当初予算となり予定開始貸借対照表に記載され、打ち切り決算においてこれらの金額が確定すると、６月議会において補正を行い、４月１日現在の開始貸借対照表に記載されることとなる。 9月議会でOK（簡水時も同じ）

さらに、移行初年度決算においては決算報告書の資本的収入及び支出表の各最終行に別区分として特例的収入未収金及び特例的支出未払金の決算額をそれぞれ計上することとなる。




図 6-3 特例的収入及び支出の概要図

特例的収入及び支出の事務流れ

**債権・債務の整理**

↓

**開始貸借対照表に計上**

↓

**新予算に4条の２計上**

↓

**引継ぎ後，執行**

↓

**４条の２の補正**

出所：「下水道事業における公営企業会計導入の手引き」

# 目次



はじめに

法適化の動向

常陸大宮市の法適化

工夫・苦労した点

メリット・デメリット

# メリット・デメリット



## ●デメリットはありません！

| | |
|---|---|
| **経営状況の明確化** | 経営成績や財政状態など，自らの経営状況のより的確な把握ができる |
| **経営の弾力化** | 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上が図れる |
| **経営意識の向上** | 企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成が地方公共団体全体で期待される |
| **財政措置** | 法適化に要する経費に対する財政措置がある（公営企業会計適用債） |
| **消費税の節減** | 一般会計からの繰入金を特定収入以外の収入とすること（**3条：減価償却費　4条：出資金**） |

# メリット・デメリット



## ● 担当者目線で・・・

表3　担当者から見た下水道事業への企業会計導入（法適用）のメリット、デメリット

| メリット | デメリット（法適化が敬遠される理由） |
|---|---|
| ①使用料改定のとき、住民に経費負担の説明がしやすい<br>②ストック（資産・負債）情報が把握できる<br>③施設の計画的な維持更新ができる<br>④官庁会計に比べ弾力的な会計処理が許される<br>⑤一般会計からの繰入基準が明確である<br>⑥消費税の軽減（減価償却費・一般会計繰入金の充用活用）<br>⑦職員のコスト意識が向上する<br>⑧費用対効果の考え方に基づく事業運営ができる | ①移行事務に膨大な時間と労力、費用を要する<br>②費用が詳細に積算されるので、財政当局から繰入金が削減されかねない（基準外繰入が抑制される）。<br>③事業によって法適用しない公営企業があれば、企業会計と特別会計が並立し、会計処理に混乱が生じる懸念がある<br>④費用対効果を強く意識するため、従来の整備計画の見直しを迫られる可能性がある |

出所：「公営企業」平成２４年３月号

# 研修会



## 開催するなら・・・
## 市町村職員が参加する研修会を！

**●公認会計士から**
- 法適用するにあたってのポイント
- 法適用の進め方　　**など**

**基本的**

**●自治体職員から**
- 一般会計補助（繰入）金の算定方法
- 当初予算，打切決算の組み方
- 関係部局との調整方法　　**など**

**実務的**

**「情報交換」**
**「個別相談，質問」ができる工夫を！**

# 身に付けたい



**全体を読む力**

**数字を読む力**

# 全体を読む力

- 事業全体がどういう組織体系か
- 事業戦略は・類似団体との差は
- 全国・県内での立ち位置は

# 身に付けたい



## 数字を読む力

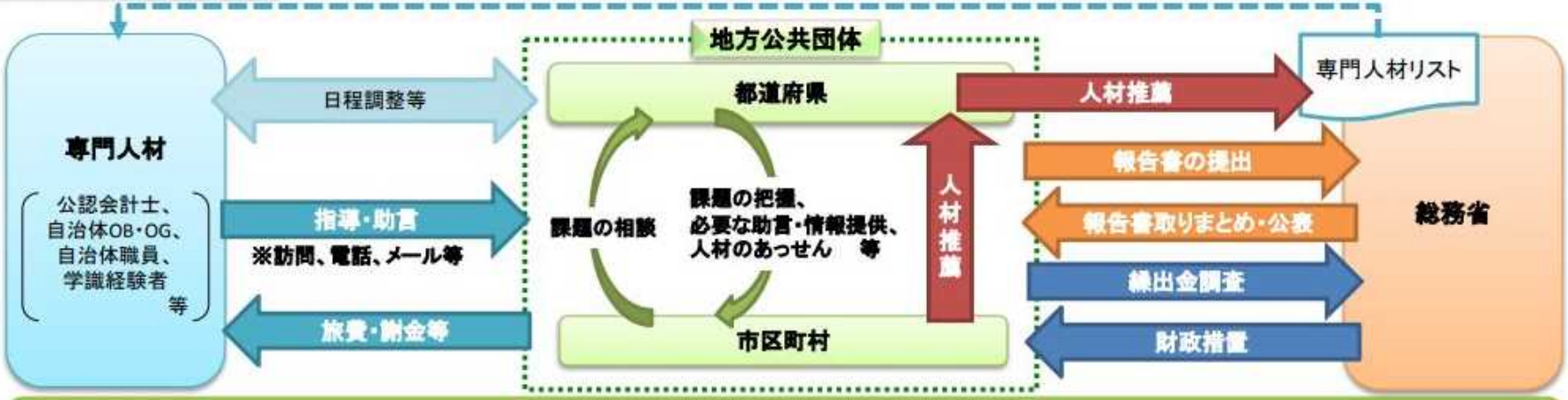
- 数　　字（事業規模，部門ごと）
- 財務諸表（PL，BS，CFなど）
- 事業指標

# 人材ネット



**職員の大量退職等により、事業の経営面に精通した人材が不足する中で、公営企業の経営改革に取り組もうとする地方公共団体が、その諸課題に対応する専門人材を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の専門人材の招へいや経営状況の分析などに必要な経費について総務省が支援。**

## 1. 活用スキーム




【活用できる事例】

- 地方公営企業法の適用（一部適用又は一部適用から全部適用への移行を含む。）
- 経営戦略の策定・改定
- 事業廃止、民営化・民間譲渡
- 水道事業の広域化・下水道事業の最適化等
- PPP/PFI、包括的民間委託、指定管理者制度
- 施設の統合・廃止
- 新公立病院改革プラン策定（特に再編・ネットワーク化や経営形態の見直しへの取組）
- その他、事業を進めるにあたり必要と考えられる事項

## 2. 人材ネット事業に関する特別交付税措置

（1）対象経費

- 専門人材の謝金、旅費
  （例：経営戦略の改定に際し、専門人材からの助言を受けるために、定期的に講習会・勉強会を開催するための経費）
- 経営状況の分析等に要する経費
  （例：抜本的な改革の検討に当たり、中長期的な経営の見通しのために必要な調査や情報収集等のための経費）
- その他（会場借上費、印刷費等）
  ⇒**対象経費の上限額200万円（年間合計額）**

（2）地方交付税措置の内容

- 対象経費の1／2（100万上限）について一般会計から繰り出すこととする。
- 一般会計繰出額の1／2（50万上限）について特別交付税措置を講ずる。

出所：総務省「人材ネットについて」

# ありがとうございました



**茨城県常陸大宮市**
**上下水道部総務経営課**
**総務経営グループ　主査　佐藤 真一**

ＴＥＬ：0295-52-0427
ＦＡＸ：0295-52-0331
メール：sato.shinichi@city.hitachiomiya.lg.jp